改正後	改正前
［11～16　略］	［11～16　同左］
17　削除	17　(1)　東京都国分寺市本多２－13－１　(124.40) (2)　東京都小金井市本町２－20－６　(101.10)　北緯35度42分20秒東経139度28分49秒の地点と北緯35度42分19秒東経139度29分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［18～25　略］	［18～25　同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二十九　平成二十七年総務省告示第二百三十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［１～13　略］	［１～13　同左］
14　削除	14　(1)　長野県上水内郡信濃町大字野尻字長範山3102－２外　(782.80) (2)　新潟県妙高市杉野沢字大谷内1379　(761.90)　北緯36度51分05秒東経138度12分12秒の地点と北緯36度51分07秒東経138度10分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［15～21　略］	［15～21　同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

三十　平成二十七年総務省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
1　削除	1　(1)　埼玉県さいたま市中央区新都心11－１　(162.50)　北緯35度53分37秒東経139度37分55秒の地点と北緯35度55分45秒東経139度36分43秒の地点を結ぶ